

早期不妊検査・治療に助成金支給案を可決



6月定例会
6月8日～6月26日

第2回定例会では、「平成29年度一般会計補正予算」など、9議案が市長から提出されました。議長を除く21人の議員で採決の結果、原案のとおり同意・可決しました。

主な議案審議

◆大規模工場等の用途及び規模を定める条例

地域防災計画に基づき自衛水防組織の設置を促すもの

Q 条例を定める効果は。

A 大規模工場等の管理者などから申し出があった場合、地域防災計画に施設の名称と所在地が掲載され、浸水防止計画の作成、計画に基づく訓練の実施、自衛水防組織の設置についての努力義務が生じるため、地域防災力の強化が期待できる。

Q 不老川などの浸水想定区域についても、今後指定し

ていくのか。

A 近隣流域自治体とともに、河川管理者の埼玉県と浸水想定区域指定の前提となる水位周知河川の指定に向けた協議を行っている。

◆職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

育児短時間勤務や介護休暇を創設するもの

Q 育児短時間勤務はどのような制度になるのか。

A 子どもが小学生になるまで、育児を理由に在職の間、おおむね半分程度の時間での勤務が可能となる。

Q 介護休暇の創設の背景

と今後の制度活用は。

A 仕事と介護の二重の負担から、職務遂行への影響や離職も考えられる。当制度により、要介護者の介護状態に応じた休暇の取得が可能となり、離職せずに職務を継続できるため、業務に習熟した職員の確保と効率的な業務遂行が見込まれる。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正

男性職員の育児参加の機会を拡大するもの

Q 条例改正のポイントと効果は。

A 仕事と育児の両立のため、支援制度の拡充により、

職員の働き方の選択肢が広がる。また、休業期間の拡大による、男性職員の積極的な育児への参加は、女性の仕事と子育ての両立を後押しするとともに、男性自身の仕事の質の向上や視野の拡大も見込まれる。

◆市税条例の一部改正

納税義務者の合計所得金額が1千万円を超えた場合、控除を適用しないもの

Q 控除対象配偶者が、同一生計配偶者と変更されたが、具体的には。

A 納税義務者と生計を同じくする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の方が対象となる。また、市民税における所得控除の対象としての配偶者は、民法の規定に従い、内縁関係にある配偶者などは、対象とならない。

◆一般会計補正予算
Q 助成の対象となる早期不妊検査、早期不妊治療の内容と助成額は。

A 不妊検査は、検査開始時の妻の年齢が43歳未満で、子宮卵管造影法検査などが対象で、助成金は1回限り2万円が上限。不妊治療は、初回治療時の妻の年齢が35歳未満で、体外受精と顕微授精が対象となり、埼玉県不妊治療費助成事業の助成を受けている方を対象に、初回に限り10万円を上限に助成する。

— その他の議案 —

《いずれも原案同意・可決》

人事 ◆監査委員の選任（永井保氏） その他 ◆29年度国民健康保険特別会計補正予算、市道路線の認定（2）

第2回定例会と次ページに掲載の臨時会に提出されたすべての議案が、総員で同意・可決・承認されました。

議長・副議長就任あいさつ

スピード感を持って

真剣勝負！



齋藤誠議長 太田博希副議長

このたび議員各位のご推挙を賜り、議長・副議長の大任を拝しました。ともに、狭山市議会第64代であります。さて昨今、全国的に地方議会を取り巻く環境は、人口の減少、それに伴う収税減、さらには一部の地方議員の不祥事など大変厳しいものがあります。が、わが狭山市議会では、議決機関としての自覚を深め、これまで取り組んできた、開かれた議会に向けて、

さらに存在感のある、そして市民に分かりやすい議会運営に努めてまいります。

本年度も「子ども・議会体験プログラム」を実施し、多くの子ども達が議会を身近に感じ、狭山市の将来を担う一助となるようすすめてまいります。

また、議会ICTを推進することによって、広く市民の皆様、議会をさらに分かりやすくすること、そして議員発・議会発の政策条例の策定を目指して取り組んでまいります。

公平公正な議会運営に誠実一路をもって努め抜き、すべてに真剣勝負で臨み、議会に与えられた案件はスピード感を持って対応してまいります。

狭山市のさらなる発展と市民福祉の増進に全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4月臨時会
4月21日

国保税の軽減措置拡大を承認

第1回臨時会では、「国民健康保険税条例の一部改正」など市長提出議案4件を、議長を除く21人の議員で採決の結果、原案のとおり承認しました。また、議長・副議長を新たに選出しました。

主な議案審議

◆国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）

国保税の軽減措置を拡大するもの

Q 65歳以上の単身世帯と2人世帯の年金収入の上限額と税額は。

A 単身世帯の年金収入の上限額は、5割軽減は19.5万円以下、2割軽減は21.7万円以下。税額は、5割軽減では7万2000円から1万6000円が減額となり5万4千2000円、2割軽減では9万2000円から6万4000円が減額となり8万3千800円になる。2人世帯の5割軽減は2

22万円以下、2割軽減は26.6万円以下。5割軽減では11万6千700円から2万7千円が減額となり8万9千700円、2割軽減では、15万6千700円から1万8000円が減額となり14万5千900円になる。

◆市税条例等の一部改正（専決処分）

上場株式などの配当所得の個人市民税の課税方式を見直すもの

Q 個人市民税はどのように改正されるのか。

A 所得税と住民税の申告書をあらかじめ提出しておけば、上場株式などの配当所得について住民税と所得税で異なる課税方式を選択

することができ。

例えば、所得税は総合課税を選択し、住民税は税率が5%の源泉徴収を選択するなど、それぞれ最も有利な取り扱いを選択することが可能となる。

— その他の議案 —

承認（専決処分） ◆平成28年度狭山市一般会計補正予算 ◆28年度特別会計補正予算（狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計）

緊急質問

太田議員と中村議員から、市職員が死亡した件について緊急質問がありました。詳しくは、ホームページの会議録をご覧ください。